

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第8号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>東日本大震災復興特別区域法第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、同法第19条第1項に規定する被災者公営住宅等供給事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画（県が単独で又は県及び市町村が共同して作成した同法第4条第1項に規定する復興推進計画に限る。以下「認定復興推進計画」という。）に定められた区域内において同法第2条第1項に規定する東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者当該認定復興推進計画に定められた区域内の市町村の発行する住宅の滅失を証する書面</u></p> <p>イ <u>認定復興推進計画に定められた区域内において実施される国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年国土交通省令第97号）第4条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者 当該事業の施行者、認定者又は事業費負担者となる県又は市町村が発行する移転の必要性を証する書面</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p><u>(7) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であつて、次に掲げる者のいずれかに該当するものにあつては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、</u></p>

同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画（県が単独で又は県及び市町村が共同して作成した同法第4条第1項に規定する復興推進計画に限る。以下「認定復興推進計画」という。）に定められた区域内において同法第2条第1項に規定する東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者 当該認定復興推進計画に定められた区域内の市町村の発行する住宅の滅失を証する書面

イ 認定復興推進計画に定められた区域内において実施される国土交通省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年国土交通省令第97号）第4条各号に掲げる事業の実施に伴い移転が必要となった者 当該事業の施行者、認定者又は事業費負担者となる県又は市町村が発行する移転の必要性を証する書面

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であって次の各号のいずれかに該当するものは、県営住宅入居申込・家賃減免（敷金免除）承認申請書（様式第1号の2）に同項各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出することにより入居の申込みとともに家賃の減免又は敷金の免除に係る申請をし、その承認を得なければならない。

(1) [略]

(2) 前項第5号又は第6号に規定する者であって条例第15条の規定に基づき敷金の免除を受けようとするもの  
(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第2条の2第1項第4号及び第6号に規定する法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に居住していることを要しない。

2～5 [略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条（条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であって次の各号のいずれかに該当するものは、県営住宅入居申込・家賃減免（敷金免除）承認申請書（様式第1号の2）に同項各号に掲げる書類を添えて所管する局長に提出することにより入居の申込みとともに家賃の減免又は敷金の免除に係る申請をし、その承認を得なければならない。

(1) [略]

(2) 前項第5号又は第7号に規定する者であって条例第15条の規定に基づき敷金の免除を受けようとするもの  
(連帯保証人)

第8条 連帯保証人は、県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者で局長が適当と認めるものでなければならない。ただし、第2条の2第1項第4号及び第5号に規定する法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者その他局長が特に認めた者の連帯保証人にあつては、県内に居住していることを要しない。

2～5 [略]

(家賃の減免基準等)

第13条 条例第15条（条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の規定に基づく家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内の額とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で局長が入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(1)・(2) [略]

(3) 入居者又は同居者（それぞれ第2条の2第1項第5号アに掲げる者又は同項第6号に規定する者を除く。）が災害により損害を受け、収入から損害の額を差し引いた額が知事が別に定める額以下の額である場合 知事が別に定める率を家賃に乗じて得た額

(4)・(5) [略]

(6) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者又は同居者（それぞれ第2条の2第1項第5号アに掲げる者又は同項第6号に規定する者に限る。）の収入が知事が別に定める収入額以下である場合 知事が別に定める額

(7) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者（第2条の2第1項第5号又は第6号に規定する者に限る。）が条例第24条第1項又は第2項の規定により収入超過者又は高額所得者と認定され、かつ、当該入居者に係る家賃の額が知事が別に定める額を超える場合 当該家賃の額から当該知事が別に定める額を控除した額

2 [略]

様式第3号（第5条関係）

[略]

(A4)

(裏)

[県営住宅等条例抜粋]

[同居の承認]

第11条 入居者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

[入居の承継]

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者（同居者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

[収入の申告等]

第14条 入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 入居者又は同居者（それぞれ第2条の2第1項第5号に規定する者又は同項第7号アに掲げる者を除く。）が災害により損害を受け、収入から損害の額を差し引いた額が知事が別に定める額以下の額である場合 知事が別に定める率を家賃に乗じて得た額

(4)・(5) [略]

(6) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者又は同居者（それぞれ第2条の2第1項第5号に規定する者又は同項第7号アに掲げる者に限る。）の収入が知事が別に定める収入額以下である場合 知事が別に定める額

(7) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅の入居者（第2条の2第1項第5号又は第7号に規定する者に限る。）が条例第24条第1項又は第2項の規定により収入超過者又は高額所得者と認定され、かつ、当該入居者に係る家賃の額が知事が別に定める額を超える場合 当該家賃の額から当該知事が別に定める額を控除した額

2 [略]

様式第3号（第5条関係）

[略]

(A4)

(住宅の明渡し請求)

第32条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで30日以上県営住宅を使用しないとき。
- (4) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 第11条第1項及び第19条から第23条までの規定に違反したとき。
- (6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。
- (7) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 入居者は、前項の規定により、県営住宅の明渡し請求を受けたときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

3 入居者は、第1項第1号から第5号までのいずれかに該当することにより県営住宅の明渡し請求を受けたときは、知事が明渡しを指定した日の翌日から明渡しの日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で、知事が定める額の金銭を支払わなければならない。

[県営住宅等条例施行規則抜粋]

(入居の手続)

第6条 入居を許可された者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 連帯保証人が連署する県営住宅入居請書（様式第4号）を提出すること。
- (2) 連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- (3) 連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を提出すること。
- (4) 条例第17条の規定による敷金を納付すること。

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届（様式第6号）を所管する局長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 県営住宅等条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であつて、次に掲げる者のいずれかに該当するものにあつては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>ア 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、<u>同法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業を定めた同法第6条第1項に規定する認定復興推進計画</u>（県が単独で又は県及び市町村が共同して作成した<u>同法第4条第1項に規定する復興推進計画</u>に限る。以下「認定復興推進計画」という。）に定められた区域内において<u>同法第2条第1項に規定する東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者</u> 当該認定復興推進計画に定められた区域内の市町村の発行する住宅の滅失を証する書面</p> <p>イ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(入居の申込み等)</p> <p>第2条の2 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする者は、県営住宅入居申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 条例第5条第2号エに規定する県営住宅に入居しようとする者であつて、次に掲げる者のいずれかに該当するものにあつては、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類</p> <p>ア <u>復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）第2条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「旧法」という。）</u>第4条第2項第5号に規定する復興推進事業として、<u>旧法第19条第1項に規定する罹災者公営住宅等供給事業を定めた復興庁設置法等の一部を改正する法律附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた復興推進計画</u>（県が単独で又は県及び市町村が共同して作成した<u>もの</u>に限る。以下「認定復興推進計画」という。）に定められた区域内において<u>旧法第2条第1項に規定する東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者</u> 当該認定復興推進計画に定められた区域内の市町村の発行する住宅の滅失を証する書面</p> <p>イ [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。